

鹿児島県後期高齢者医療広域連合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

規則第 1 0 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 2 7 年政令第 3 1 8 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 1 5 条第 1 項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

|                            |                                   |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 鹿児島県後期高齢者医療<br>広域連合長       | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合長が任命<br>する職員       |
| 鹿児島県後期高齢者医療<br>広域連合議会議長    | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議長<br>が任命する職員    |
| 鹿児島県後期高齢者医療<br>広域連合選挙管理委員会 | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合選挙管理<br>委員会が任命する職員 |
| 鹿児島県後期高齢者医療<br>広域連合代表監査委員  | 鹿児島県後期高齢者医療広域連合代表監査<br>委員が任命する職員  |

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。